

【ホームページ公開用】

【緊急学習会】
『マイナンバーカードの
図書館利用とは』
(2017.1.30.@大阪)

当日参考資料

・資料1「「マイナンバーカード」を「図書館カード」として使用することについての
論点・課題整理(2017.1.15)」

http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/jiyu/mynorev_jlajiyu_20170115.pdf

・資料2「マイナンバーカードを図書館の利用カードとして活用することについて
（「マイキープラットフォーム」の活用）」@2016.12.14.JLA向け説明会資料

http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/jiyu/mynobrief_20161214_JLA.pdf

・資料3「「マイナンバーカード」を活用した地域経済好循環の拡大に向け取組」
@2016.12.4.総務省検討会資料

http://www.soumu.go.jp/main_content/000451967.pdf

「論点整理」

日本図書館協会 図書館の自由委員会（西地区）

図書館システムのデータ移行問題検討会 奥野吉宏

日本図書館協会認定司書 NO.1073

今回の前提

今回の学習会は、現在総務省で導入が検討されている

「マイキープラットフォーム」を使用する方式を前提とする。

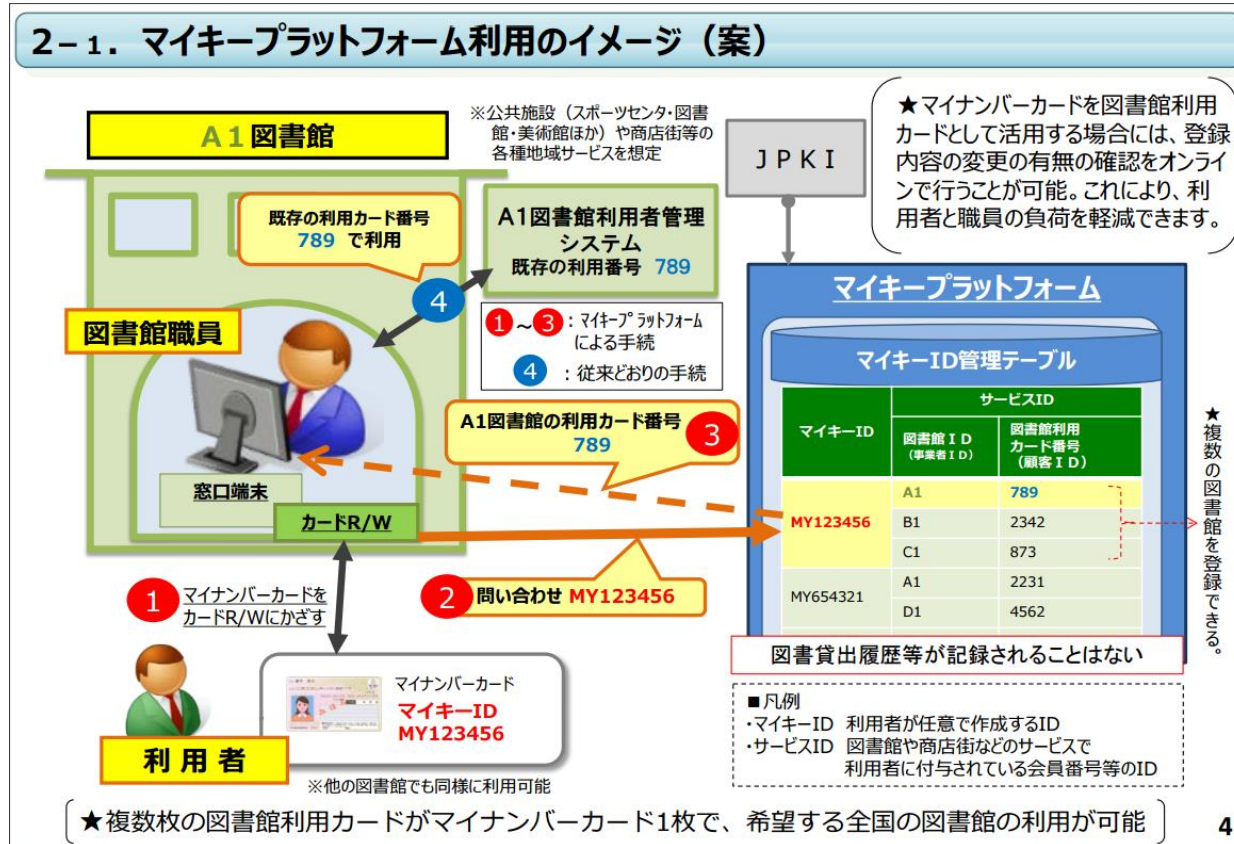
ただし、現時点では仕様が固まっていない。→ 今後変更もありうる。

※図書館の利用者カードとしてマイナンバーカードを使用する方式は、既に2方式が実際に使用されている。

●参考：東京新聞 2017/1/23朝刊

『特報部「図書貸出券」3方式に「マイナンバーカード利用 乱立なぜ」』

運用方法(1)



出典: 資料3・p4

・利用者がマイキーIDを設定したマイナンバーカードと図書館カードを持参する。



・職員がマイキーIDと図書館カード番号をリンクする作業を行う。



・リンクしたデータは、ネットを經由してマイキーを管理するサーバ(マイキープラットフォーム)に格納。

●自身で設定するマイキーIDは、

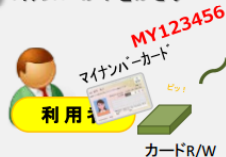
- ・利用者が機材を用意？
(は難しそう...【内閣府「マイナポータル」の動作環境が絶望的と話題 <https://r25.jp/society/00055146/>】)
- ・市役所へ出向く？
- ・図書館で設定するための機材を別途用意する必要性は？

運用方法(2)

2-2. マイキープラットフォームを活用した図書館の窓口端末業務のイメージ

<マイキープラットフォームの活用>

1 マイナンバーカードをかざす



2 マイキープラットフォームに照会



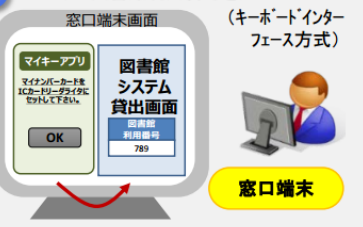
A 図書館利用番号を手入力



B 図書館利用番号を読み取り(バーコード表示方式)



C アプリで図書館利用番号を入力



5

最低限必要なもの:リーダライタ、
ネットに接続しているパソコン

●貸出カウンター端末が外部に
接続できない場合、カウンターに
別途パソコン等の準備が必要。
(マイキープラットフォームへの図
書館からのアクセスに関するセ
キュリティ要件は?)

●アプリのインストールは図書館
職員が行えるレベルのものか、ベン
ダーのSE対応が必要なのか。

出典:資料3・p5

運用方法(3)

- 各館での図書館カードの発行は必須！

- ・カードをまとめても、インターネットサービスのログインIDは図書館毎のカード番号が必要。

- (マイナンバーカード(券面)には、図書館カードは表示できない。)

- ・登録情報の確認は、今後も必要と考える。

- ※住所の変更等があった場合、通知を受け取ることができる。とされているが、

- 例えば学生(住民票と実住所が異なる方)の登録が多い館においては、個別に確認が必要。

- 「電話番号」「メールアドレス」は住民票のデータにはなく、こちらも確認が必要。

- その他、導入した場合の運用上の確認事項が、いろいろあると考える。

- (カードの取り扱い・有効期限・家族利用など、事前の整理が必要)

導入運用経費(1)

- ・「自動貸出機」「セルフ予約受取機」「座席予約端末(インターネット端末・AVブース等)」「読書通帳印字機」等、**利用者向けセルフ処理端末**の対応。
- ・図書館カードがバーコード方式以外(特に、**リライトカード**)を導入している場合の対応。
- ・**移動図書館**を運用している図書館の、巡回先での対応。
 - 「あまり考えられていない。」と考えている。
 - 費用増(状況によってはかなりの増)の要因になりうる。
- ・「マイキーIDを設定する機材」「ネットワーク(回線)工事」「アプリのインストール」
 - 費用がかかるのか?かからないのか? 今後の情報収集が必要。
- ・主要8(+2)社以外のシステムを使用している市町村の対応は、今後の課題。

導入運用経費(2)

○導入経費・また運用にかかる経費も見通せない状況。

一方で、新年度予算(当初予算)に計上できる時期は過ぎつつある。

『「マイナンバーカードの図書館利用」

...経費が他の図書館費に影響しないか注視したい。』

第102回全国図書館大会(2016/10/16)第7分科会「図書館の自由」

基調報告「図書館の自由・この1年」(西河内靖泰 委員長)

→ 現実問題として、この問題に直面する図書館が出てくるのではないか。

個人情報保護（図書館の自由）（1）

現在考えられているしくみでは

- ・自身が設定するマイキーIDを使用しマイナンバー自体は使用しないこと
 - ・貸出情報等はマイキープラットフォームが取得できるような仕組みではないこと
 - ・自館のカード番号しかマイキープラットフォームからは返答されないこと
 - ・図書館側はマイキーIDを保存しない状態で利用できること。
 - ・カードの切り替えは強制ではないこと
- 図書館の自由の視点からの問題を回避しようとする仕組みにしようとしていると考える。

ただし、JLAの基準は1984年のものであり、この時点では想定されていない概念である。このため、マイキーID使用のこの方法については、基準に照らして問題があるともないとも解釈できる。

- 図書館界としても、また導入あたって各図書館でも議論する必要がある。

貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準

〔一九八四年五月二五日社団法人日本図書館協会総会議決〕

私たちは「図書館の自由に関する宣言 一九七九年改訂」において、「図書館は利用者の秘密を守る」ことを誓約した。さらに、一九八〇年五月に採択した「図書館員の倫理綱領」においても、このことを図書館員個々の共通の責務として明らかにした。

近年、各図書館においてコンピュータがひろく導入され、貸出業務の機械化が進行している。これに伴って他の行政分野におけると同様、個人情報がコンピュータによって記録・蓄積されることに、利用者の関心が向けられつつある。

コンピュータによる貸出しに関する記録は、図書館における資料管理の一環であって、利用者の管理のためではないことを確認し、そのことに必要な範囲の記録しか図書館には残さないことを明らかにして、利用者の理解を得るよう努めなければならない。さらに、コンピュータのデータは図書館の責任において管理され、それが目的外に流用されたり、外部に漏らされたりしないこと、そのために必要な方策を十分整理することがぜひ必要である。

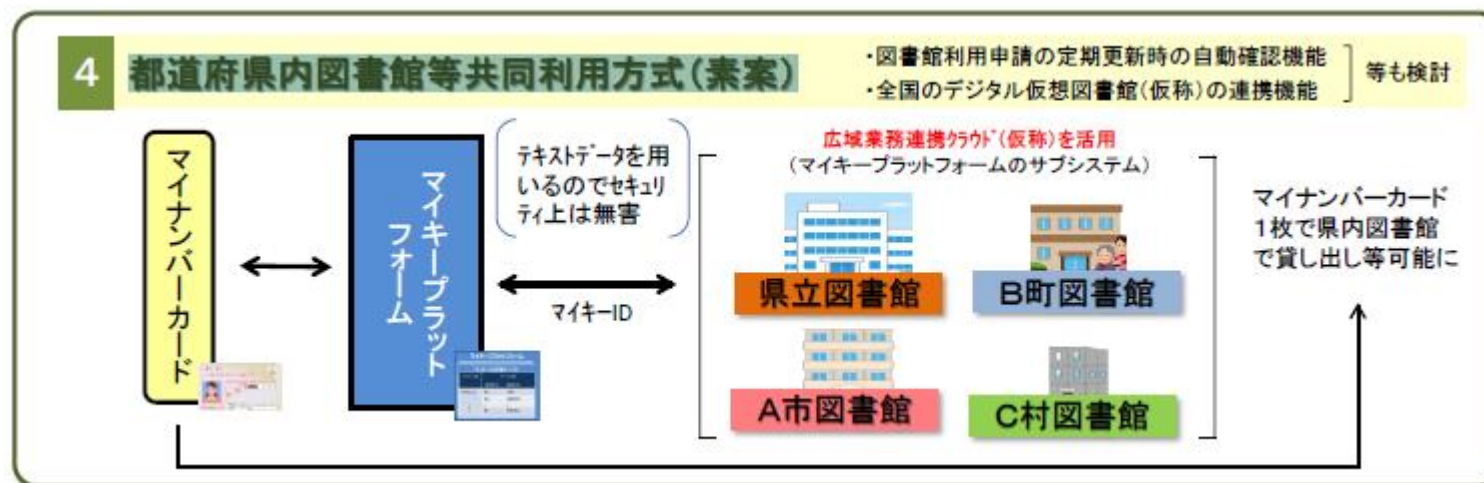
コンピュータ導入は、大量の事務処理を効率的に行う手段であって、この手段をいかに運用するかは図書館の責任である。いかなる貸出方式をとるにせよ、利用者ひいては国民の読書の自由を守ることが前提でなければならないことを再確認し、その具体化にあたっては、以下の基準によるべきことを提言する。

- 一 貸出しに関する記録は、資料を管理するためのものであり、利用者を管理するためのものではないことを前提にし、個人情報外部に漏れることのないコンピュータ・システムを構成しなければならない。
- 二 データの処理は、図書館内部で行うことが望ましい。
- 三 貸出記録のファイルと登録者のファイルの連結は、資料管理上必要な場合のみとする。
- 四 貸出記録は、資料が返却されたらできるだけすみやかに消去しなければならない。
- 五 登録者の番号は、図書館で独自に与えるべきである。住民基本台帳等の番号を利用することはしない。
- 六 登録者に関するデータは、必要最小限に限るものとし、その内容およびそれを利用する範囲は、利用者に十分周知しなければならない。

利用者の求めがあれば、当人に関する記録を開示しなければならない。

個人情報保護(図書館の自由)(2)

- ・「施設等がサービスIDとしてマイキーIDを保持することも可」という考えもあるようである。
→ 利用者設定の共通IDとなるマイキーIDを保持することは、JLA基準に反すると考える。
- ※「都道府県内図書館等共同利用方式(素案)」には、多くの課題があるように思われる。



出典:資料3:p.13

13

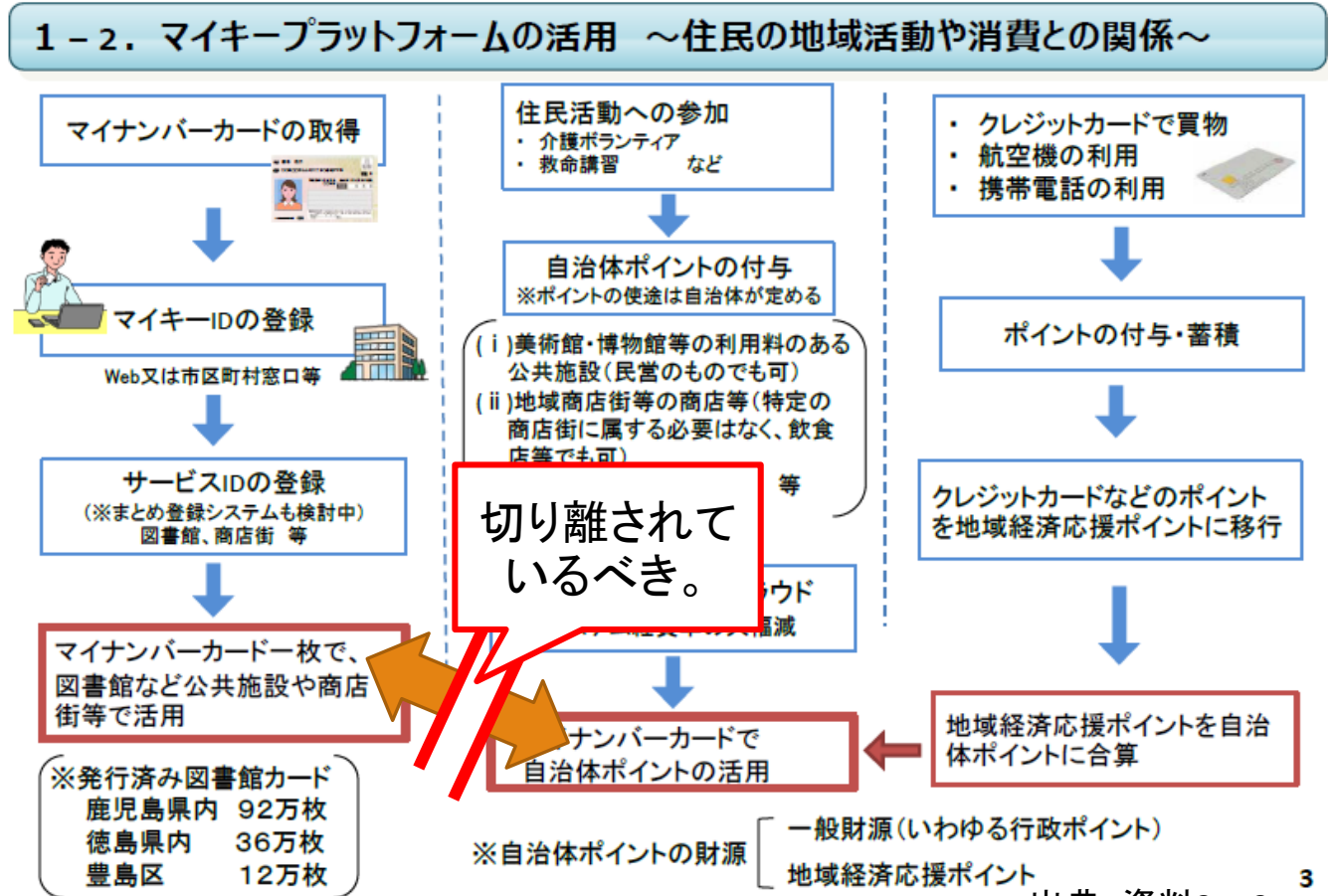
個人情報保護（図書館の自由）（3）

・貸出等の処理毎にマイキープラットフォームへアクセスすることは、図書館利用の事実がアクセスログとして図書館システム以外に蓄積される可能性がある。



●マイキーIDの図書館での利用記録と、自治体ポイントシステムとが、相互に参照できないシステムでなければならない。

もし、参照できると、図書館利用にポイントが付けられる可能性がある。（これはいわゆる「TSUTAYA図書館」で既に指摘された問題である。）



出典：資料3・p3

個人情報保護(図書館の自由)(4)

・実務上では、むしろ、

「マイナンバーカードの紛失(落とし物)のほうが、大きな問題になる。」

と考えられる。

→ 機微情報の管理責任という視点から、マイナンバーカード利用を導入したとしても、

中学生以下は受付しないというような対応も考えられる。

・「マイナンバーカード総合サイト よくあるご質問」によると、15歳未満のカード申請は法定代理人によるとされている。

・少なくとも「マイナンバーカードを紛失した場合の対応について整理が必要」

・そもそも失くしたのが「元の図書館カードなのか」「図書館カードとして使っているマイナンバーカードなのか」から始まる。

サブ機能について

- 図書館カード利用以上に、情報収集が必要(仕様が分からない。)だが、次の点は押さえておく必要があると考える。

- ・相互貸借機能

既に大多数の館が国立国会図書館「総合目録ネットワーク」の同様の機能を使用しているほか、県単位で相互貸借システムを構築している例も数多くある。

また、この機能の前提として横断検索(総合目録)システムが必要となるが、構築に向けた議論はあるものの長期的な課題という位置付けである。

- ・電子図書館(アーカイブ)機能の採用

外部の検索システム等との連携の可能性は、確認しておくべきと考える。

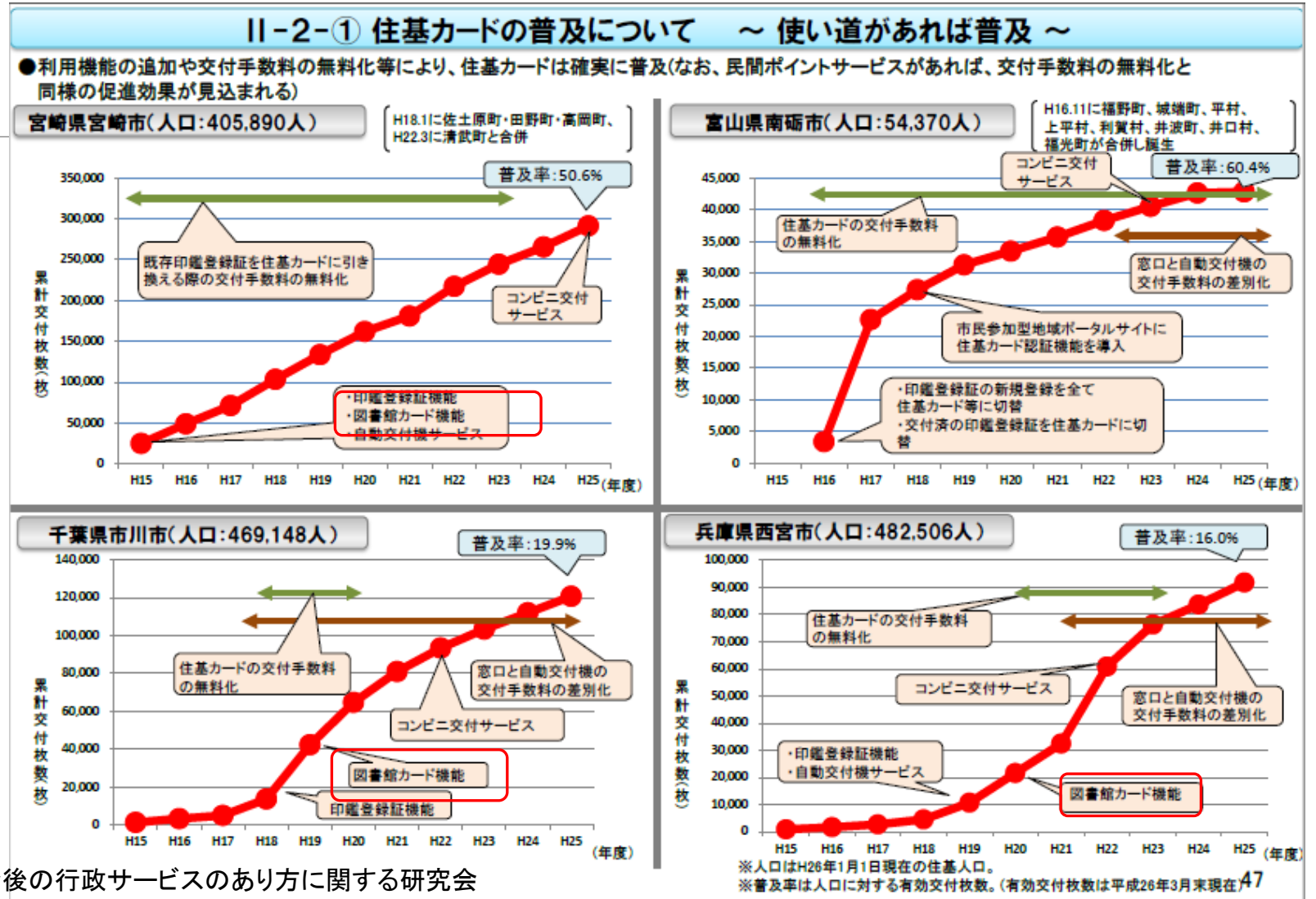
また、国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の動きも把握しておく必要がある。

なぜ図書館？

「地方自治体で個人へのカードを発行する件数が多いから。」との説明。
(資料2・P8)



実際は、「住基カードの普及が高い自治体では、図書館カード機能を付加している場合が多かったから」ではないかと考えている。



定着するのか？

○日常的に利用する「図書館カード」

○本人確認用をメインとし、機微情報であるマイナンバーが印字されている「マイナンバーカード」

→ 図書館カードを共通化できるとしても、

多くの利用者が選択しない可能性が大きいと考える。

住基カードより
ハードルが高いのでは？

★スマートフォンを活用した地域活性化モデルの構築（資料3:p10）

→スマホが「図書館カード」になるならば、利用は増える可能性。

→スマホ版のみの付加サービスがあった場合、別途検証が必要かつ重要。

（ただし、スマホを「図書館カード」代わりにするだけであれば、もっと簡易な方法でもよいという気持ちはある。）

最後に

- 導入の可否については、今後も各図書館が情報を収集したうえで、

『図書館の立場に立った冷静な検証と判断』

が必要と考えている。（導入の可否は、各自治体・各図書館の判断である。）

- 導入すると決めた場合でも、運用等で確認しておく項目が少なくない考える。

- 今後、マイキープラットフォームはサービス拡大が行われる見込みだが、

「拡大されるサービスが図書館にとって妥当か」も、引き続き確認してほしい。

ご意見等は nliiyujla@yahoo.co.jp まで。